

令和 7 年 5 月 2 1 日開催

保健医療・子ども家庭支援等福祉対策特別委員会

委 員 長 報 告

令 和 7 年 6 月 定 例 会

委 員 長 松 本 進

去る５月２１日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の１「川口市高齢者総合福祉センターサンテピア及び川口市心身障害福祉センターわかゆり学園等の今後について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

福祉部では、川口市社会福祉事業団への指定管理料等で毎年度約１０億円を支出していることに加え、官民の役割の変化やサンテピア及びわかゆり学園の老朽化を踏まえた事業の大幅な見直しのほか、特別養護老人ホーム「さざんかの郷」の老朽化や賃貸借契約終了後の施設整備等の課題を抱えているとのこと。

各課題の解決策としては、事業、施設及び職員体制の観点から横断的に検討することにより、多様化する市民ニーズに対応するための事業体制の構築に努めるとのこと。

今後の取り組みについては、特別養護老人ホームの民営化に加え、民間事業者だけでは充足することが困難な介護及び障害福祉サービスに重点化して指定管理事業を段階的に縮小し、わかゆり学園においても市の直営事業を段階的に縮小・廃止するほか、これらの敷地を最大限活用した施設整備を行なっていくとのこと。また、事業の段階的な縮小や廃止に併せて職員体制についても適正化を図り、人員を効果的に配置していくとのことでありました。

以上のような説明に対して、サンテピア及びわかゆり学園において廃止される事業にかかわり、利用者の民間事業所への移転支援について問われ、これに対して、利用者の意向を伺うことに加え、関係機関と協力して調整を行うことで移転を進めるとのことでありました。

このほか、事業の縮小及び廃止にかかわる利用者への周知時期について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

なお、委員より、川口市社会福祉事業団への指定管理料等における毎年度約１０億円の支出内訳について資料要求がなされ、委員会に諮りましたところ、要求された委員に配付することが決定いたしましたことを付言いたします。

最後に、報告事項の２「川口市食品衛生監視指導計画のこれまでの取組状況及び令和７年度計画について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本計画は、平成３０年の中核市移行に伴い保健所が開設されて以降、食品等の安全性の確保と食品衛生に関する正しい知識の普及を目的とし、食品衛生法に基づき、地域の実情等を踏まえ毎年度策定しているとのこと。

本計画の取り組み状況として、監視指導においては、食品営業施設に対する監視を計画的に実施していることに加え、時期等に応じ集中的な一斉監視指導

を行なっているとのこと。食品等検査においては、収去等による検査を実施し、市内で製造、加工及び流通している食品を年間約150品採取しており、一部食品で違反が認められた場合は、事業者に対する衛生指導や他自治体への通報を速やかに行なっているほか、現場検査では、監視指導の現場において不適が確認された場合はその場で指導及び助言等を行なっているとのこと。違反・苦情の処理状況においては、令和5年度は2件の食中毒事案が発生し、それぞれ営業停止3日間の行政処分としているほか、苦情食品等受付件数は年々増加しており、申し出を受けた場合は関係する自治体に報告することに加え、現場の状況を確認し必要な指導等を実施しているとのこと。普及啓発においては、事業者向けに出張講座及び研修会を実施しているほか、市民を対象とした食中毒の予防啓発のため、広報紙へ特集記事の掲載等を行なっているとのこと。

令和7年度もこれらの事業を継続し、食の安全・安心を守るため、食品衛生の取り組みを推進していくとのことでありました。

以上のような説明に対して、収去等による検査において違反を確認した際の対応状況について問われ、これに対して、原因究明を行い複数回の監視を行なった後、事業者自身が実施した検体検査により、規格基準の合致を確認したとのことでありました。

このほか、一斉監視施設数における各年度の増減理由について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。